

円滑な職場復帰支援のための 職場復帰等相談員の配置

（現在はメンタルヘルス対策支援センター事業の一部）

平成24年9月

労働基準局安全衛生部労働衛生課（椎葉茂樹課長）〔主担当〕

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

施策目標Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

2. 事業の内容

（1）実施主体

受託者（平成24年度は独立行政法人労働者健康福祉機構、社団法人日本産業カウンセラー協会）
※年度ごとに企画競争入札により選定

（2）概要

職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関としてメンタルヘルス対策支援センターを設置し、メンタルヘルス不調の未然防止、メンタルヘルス不調者の早期発見・対応、メンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰支援まで、事業者が行うメンタルヘルス対策を総合的に支援する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

（1）有効性の評価

メンタルヘルス対策の「必要性を感じない」としている事業場にメンタルヘルス対策の動機付けをするため、メンタルヘルス対策支援センターが取組の進んでいない事業場に積極的に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行っている。

メンタルヘルス対策支援センター事業の利用者のうち92.7%が有用、有効であったとしていることから、これらの事業は事業場での取組の促進に一定の効果があると考えられる。

また、平成22年9月に独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施した「職場のメンタルヘルスケア対策に関する調査」では、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は50.4%となっており、「職場におけるメンタルヘルス対策に関する調査」と「平成19年労働者健康状況調査」では、調査手法や母集団等が異なることから単純には比較できないものの、平成19年と比較して取組が大幅に進んでいる。

(2) 効率性の評価

メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有する団体に委託することにより、効果的・効率的な事業運営を図っている。また、労働基準監督署で指導した事業場等で、取組が十分でない事業場をメンタルヘルス対策支援センターの支援に繋げる等、行政による指導とメンタルヘルス対策支援センター事業での支援を組み合わせることで効率性を高めている。

また、改正労働安全衛生法が施行された場合には、メンタルヘルス対策支援センター事業については必要な支援に重点化を図ること等により、より一層効率性を高めることとしている。

(3) 評価の総括（必要性の評価）

事業を実施することにより、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況は確かに向上しているが、未だに取組が進んでいない事業場も多いことから、引き続き、この事業を実施していく必要がある。

ただし、全ての事業場でメンタルヘルス不調の未然防止からメンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰支援まで総合的に実施されるよう、事業のさらなる改善を図ることとする。

4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

事業の効果的な実施に努めてきたところであるが、メンタルヘルス対策が進んでいない事業場が数多くある現状を踏まえ、行政との役割分担をより明確にした上で、必要な支援に人的資源を投入する等事業を改善した上で、平成25年度も所要の予算を要求する。

5. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を平成24年度までに50%以上にする。	33.6%	—	—	—	—
達成率		67%	—	—	—	—
2	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を2020年までに100%にする。	33.6%	—	—	—	—
達成率		34%	—	—	—	—

3	メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。	—	—	94.7%	92%	92.7%
達成率		—	—	105%	102%	103%
【調査名・資料出所、備考等】						
1、2は厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」（5年に1度の調査）。 3は厚生労働省労働基準局安全衛生部調査による。						
アウトプット指標						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	メンタルヘルス支援センターへの相談件数（目標値）	—	—	12,170件 (12,000件)	17,424件 (12,000件)	24,813件 (15,000件)
達成率		—	—	101%	145%	165%
5	メンタルヘルス対策に関する事業場の体制づくりに関する支援件数（目標値）	—	—	8,444件 (10,000件)	12,976件 (8,000件)	25,779件 (21,600件)
達成率		—	—	84%	162%	119%
【調査名・資料出所、備考等】						
4,5ともに厚生労働省労働基準局安全衛生部調査による。						

(参考統計の動き)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	自殺者数（総数）	33,093人	32,249人	32,845人	31,690人	30,651人
2	自殺者数（労働者）	9,154人	8,997人	9,159人	8,568人	8,207人
3	「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者	2,207人	2,412人	2,528人	2,590人	2,689人
4	精神障害等による労災支給決定件数	268件	269件	234件	308件	325件
(調査名・資料出所、備考等)						
1、2、3は警察庁「自殺統計」。4は厚生労働省労働基準局労災補償部調査による。 なお、原因・動機別自殺状況については、平成19年の自殺統計から、原因・動機を最大3つまで計上できることにしたため、平成18年以前とは比較できない。						